

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ気仙沼店
気仙沼市松崎高谷94番8 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年3月4日
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計
3,471㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
60台
 - (2) 駐輪場の収容台数
21台
 - (3) 荷さばき施設の面積
48㎡
 - (4) 廃棄物保管施設の容量
26.3㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間
午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の出入口の数

2 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 7 年 7 月 3 日

9 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

10 縦覧期間

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 11 月 18 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。